

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年3月18日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に関する事項

(1)業務委託名	「あきた市議会だより」配布業務委託
(2)仕様書	別添「仕様書」のとおり
(3)対象	秋田市内全戸および本市が指定する箇所
(4)履行期間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
(5)入札参加要件	①秋田市内に本社、支店又は営業所を有していること。 ②過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑤市税に滞納がないこと。 ⑥秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
(6)入札参加申込み	
受付期間	令和8年3月18日（水）から同年3月30日（月）午後5時まで ※持参により提出する場合 土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前9時から午後5時までに提出すること。 ※電子メールで提出する場合 秋田市議会事務局議事課メールボックス（ro-ccpr@city.akita.lg.jp）にPDF形式で送付すること。（到達を電話で確認すること。）
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎5階 秋田市議会事務局 議事課 調査担当
(7)指名(非指名)通知	令和8年4月1日（水）までに電子メールで通知（予定）

(8) 入札	
日 時	令和8年4月6日(月) 午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎5階 第1委員会室
入札保証金	秋田市財務規則(平成9年秋田市財務規則第37号)第109条により入札保証金が必要となります。金額や納付方法等については、秋田市財務規則および別添「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。(入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書を公募型指名競争入札参加申込書と一緒に提出してください。)
(9) 契 約 日	令和8年4月10日(金)(予定) ただし、再入札となった場合は、この限りではありません。

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類(以下「申込書等」といいます。)を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書

(イ) 過去2年間に本市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結したことに係る契約書等の写し

(ウ) 営業経歴書

(エ) 誓約書

(オ) 納税証明書(未納税額がないことの証明。申込日前3か月以内に発行されたもの)

(カ) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(申込日前3か月以内に発行されたもの)

(キ) 入札保証金免除申請書および添付書類(入札保証金の免除を希望する場合)

イ アの(ア)、(ウ)、(エ)および(キ)の様式は、秋田市ホームページから入手してください。

ウ アの(オ)および(カ)は、写しも可とします。

エ 申込書等の提出方法は、持参又は電子メールによることとし、郵送によるものは受付しません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知します。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、電子メールで送付します。

(3) 入札および開札について（指名通知された方）

- ア 秋田市財務規則、入札心得および関係法令を遵守の上、入札に参加してください。
- イ 予定数量が不確定のため、入札書の入札金額には配布1部当たりの単価を記載してください。なお、契約も単価のみを定めた契約となります。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約金額としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- エ 入札執行回数は、2回を限度とします。
- オ 最低制限価格は、予定価格の10分の6以上の範囲内で設定しており、その最低制限価格を下回った入札者は、落札者となりません。
- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、直ちにくじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは、辞退できないものとします。
- キ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行います。再度の入札でも落札者がいない場合には、随意契約に移行します。
- ク 入札を辞退する場合は、入札辞退届を議会事務局議事課に提出してください。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 入札に係る、「入札書」、「委任状」および「入札辞退届」の様式は、秋田市ホームページから入手してください。
- (4) 問合せ先

秋田市議会事務局 議事課 調査担当

電 話 018-888-5784（直通）

FAX 018-888-5783

E-mail ro-ccpr@city.akita.lg.jp